

群馬県信用保証協会レポート

— ディスクロージャー誌 —

2020



GUNMA GUARANTEE
REPORT 2020

ごあいさつ



群馬県信用保証協会
会長 青木 勇

関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務に格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「群馬県信用保証協会レポート2020 ～ディスクロージャー誌～」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の事業実績、経営計画及び取り組み等についてご理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

2019年度の県内の景気動向は、海外経済の減速や貿易摩擦問題等の影響により生産に弱さが見られる状況にあっても、総じて緩やかな回復が続いていましたが、2020年に入り新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響が生じ始め、その影響は急速に拡大しました。県内の多くの中小企業・小規模事業者にも新型コロナウイルス感染症の影響が及び、経営環境はこれまでにない大変厳しいものとなりました。

このような中、県内公的金融の一翼を担う当協会といたしましては、県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、金融機関をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、新規保証に積極的に取り組むとともに、創業支援や経営改善支援等に取り組み、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応してまいりました。

2019年度の業務実績につきましては、「Gレポート保証」及び創立70周年を記念して創設した「Gレポートプラス保証」を活発にご利用いただいたことに加え、年度終盤には新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた事業者の資金繰り支援として「セーフティネット保証」及び「危機関連保証」を積極的に推進したことから、保証承諾は3年連続、保証債務残高は10年ぶりに前年度実績を上回りました。一方、代位弁済は、中小企業・小規模事業者の実情に即した経営改善支援に取り組んだことに加え、2019年中は県内経済が回復基調で推移していたため、2年ぶりに前年度実績を下回りました。

私ども信用保証協会は、公的機関としての使命感を持ち、国、県、市町村、金融機関、経済団体や支援機関などの皆さまとの連携を一層強化して、信用保証業務を通じた金融の円滑化に努めるとともに、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じたきめ細やかな支援を通じて、地域経済の活力ある発展に貢献できるよう、役職員一同全力で取り組んでまいります。関係機関の皆さまにおかれましては、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県信用保証協会レポート2020

CONTENTS

■ 群馬県信用保証協会のプロフィール	2
■ 事業計画	4
■ コンプライアンスへの取り組み	8
■ 個人情報保護宣言	10
■ SDGs達成に向けた取り組み	12
■ 2019年度の主な取り組み	14
■ 信用補完制度	18
■ 信用保証の概要	20
■ 主な保証制度	24
■ 企業のライフステージに応じた支援の取り組み	26
■ 業務の流れ	28
■ 役員・組織体制	30
■ 2019年度の事業実績	34

群馬県信用保証協会はSDGs達成に向けた取り組みを実施しています

群馬県信用保証協会は、【信用保証】と【企業のライフステージに応じた支援】で、中小企業・小規模事業者の活力ある発展をサポートすることを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。



SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

群馬県信用保証協会におけるSDGs達成に向けた取り組みについては、12ページをご覧ください。

群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

私ども群馬県信用保証協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営改善・事業承継・事業再生の各種支援に積極的に取り組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

○ 3つの基本理念と行動指針

～3つの基本理念～

1. 中小企業に寄り添った「信用保証」を通じて、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。
2. 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業の経営の安定と発展を支援します。
3. 群馬県の明日を担う中小企業のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。

～行動指針～

1. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。
- (2) 創業支援を通じて起業意欲を喚起し、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 経営改善支援、事業承継支援、事業再生支援に積極的に取り組み、地域経済基盤の安定化に貢献します。

2. 質の高い保証サービス

- (1) 中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談業務の充実に努めます。
- (2) 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業のライフステージに応じた支援に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

3. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組めます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な業務運営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

○沿革

- 昭和24年 9月 ● 設立許可
- 昭和24年10月 ● 財団法人群馬県信用保証協会設立
- 昭和29年 6月 ● 特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
- 昭和44年 5月 ● 県内12か所に連絡所を開設
- 昭和46年 2月 ● 群馬県産業会館へ事務所を移転
- 昭和59年 6月 ● 西毛支所及び東毛支所を開設
- 平成 2年 7月 ● 太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
- 平成10年 1月 ● 本所を群馬県中小企業会館に移転
- 平成10年 4月 ● 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
- 平成16年10月 ● 高崎支店移転
- 平成20年10月 ● 太田支店移転
- 平成21年 4月 ● 桐生支店移転

○プロフィール [2020年3月31日現在]

基本財産 393億円

利用企業数 18,796企業

役職員数 136名

事業所数

本店(前橋市)、高崎支店、桐生支店、太田支店
連絡所12か所(商工会議所10か所及び
安中市・中之条町の商工会内)



本店外観
(群馬県中小企業会館4・5・6階)

事業計画

○年度経営計画（令和2年度）

業務環境

1. 群馬県の景気動向

群馬県内の景気の動向は、海外経済の減速や貿易摩擦問題等の影響により生産に弱さが見られる状況にあっても、総じて緩やかな回復が続いていましたが、令和2年に入り新型コロナウイルス感染症の影響が生じ始め、その影響は急速に拡大しています。県内の多くの中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）にも大きく影響し、経営環境は一層厳しいものとなっています。先行きについても、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない状況下、同感染症の影響により海外経済の不確実性が高まっているため、国内並びに県内景気の下振れが懸念されています。本県経済への波及効果が期待される「Gメッセ群馬」のオープンや、「群馬デスティネーションキャンペーン」にも新型コロナウイルス感染症の影響が生じていることから、引き続き同感染症による県内経済への影響を注視する必要があります。

2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

県内の中小企業においては、海外経済の減速、自然災害の発生、消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、人手不足の深刻化、生産性向上への対応、事業承継等の様々な経営課題を抱えています。また、「働き方改革」への対応も迫る中で、思うように収益改善できずにいる中小企業も多く、経営環境は厳しさを増しています。

当協会の保証債務残高は減少基調にありましたが、中小企業にとって利便性が高く、金融機関のニーズを捉えた保証制度を創設した効果等により、増加に転じています。また、事故受付と代位弁済は、延滞管理や経営改善支援へ傾注した効果もあり、減少に転じています。しかし、返済条件を緩和した保証債務残高は依然高水準であり、今後の景気動向等を注視する必要があります。

こうした中、当協会は中小企業のニーズに応じた金融支援に努めるとともに、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携して、創業、経営改善、事業承継、事業再生等の経営支援業務に積極的に取り組むことで、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することが求められています。

業務運営方針

当協会は、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」に基づき、公的な保証機関として、中小企業の金融の円滑化と、中小企業のライフステージに応じた経営支援業務に積極的に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することで、「顔の見える、信頼される保証協会」の実現を目指します。また、健全な業務運営基盤の維持と、信用保険収支の改善に努めて信用補完制度の持続可能性に寄与するため、令和2年度の業務運営方針を以下のとおりとします。

- ①中小企業のライフステージごとの多様なニーズにきめ細かく対応するため、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携し、中小企業に寄り添いながら金融の円滑化に努めます。また、経営者保証に関するガイドラインの適切な運用と定着に努めます。
- ②柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせることで中小企業の安定的な資金調達を支援し、成長・発展を促すため、金融機関との対話を重ね、連携を強化します。
- ③新型コロナウイルス感染症や大規模な災害発生等による影響に対して、セーフティネット機関として万全の態勢で迅速に対応します。
- ④金融機関をはじめとする関係機関との連携・協力した事業の実施や後援により、公的機関として地方創生に貢献します。
- ⑤金融支援と経営改善支援の一体的な取り組みや、各種計画策定等の専門家を活用した支援等、中小企業のライフステージに応じた質の高い経営支援を提供することで、中小企業の経営改善・生産性向上

- 等を一層進めます。
- ⑥「事業承継相談窓口」において、相談等の対応を強化します。また、関係機関との連携を強化して、金融支援とともに保証協会経営支援強化促進補助金による外部専門家派遣事業（以下「外部専門家派遣事業」という。）等を活用し、円滑な事業承継と承継後の経営の安定や事業拡大をサポートします。
 - ⑦求償権の回収を取り巻く環境が大きく変化しているため効率性を意識した管理・回収に努めます。また、事業継続中の中小企業については、業況把握に注力し事業再生支援につなげます。
 - ⑧信用保証協会を取り巻く環境の変化や中小企業等の多様化するニーズを的確に把握し適切に対応していくため、人材の育成と組織力の強化を図ります。また、職員が働きやすい職場環境の向上に努めます。
 - ⑨役職員のコンプライアンス意識の更なる向上と、コンプライアンス態勢の強化に努めるとともに、検査体制の充実を図ります。また、反社会的勢力排除及び不正利用防止に向けた取り組みを継続します。
 - ⑩信用保証業務や経営支援業務に係る情報や当協会の取り組み等について、中小企業や金融機関をはじめとする関係機関等に様々な広報媒体を活用して周知する等、積極的に広報します。
 - ⑪情報システムの利便性を高め、安定的かつ効率的な運用を維持するとともに、災害発生時の早期対応のため事業継続計画の要約版を作成し、役職員への周知を図ります。
 - ⑫中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域におけるSDGs（持続可能な開発目標）の推進に貢献します。

重点課題

【保証部門】

1. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進と迅速な対応

- ①利便性の高い保証制度を推進するとともに、金融機関と連携して柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせることで中小企業の安定的な資金調達を支援し、成長・発展を促します。また、中小企業政策に則った保証制度を活用し、中小企業の経営実態やニーズに応じた資金調達を支援します。
- ②経営改善が必要と判断される中小企業に対しては、金融支援と経営改善支援が一体となった保証制度を積極的に提案し、保証後も継続的に相談が可能な関係を構築します。
- ③経営者保証に関するガイドラインの適切な運用と定着に努め、経営者による積極的な事業展開を後押しし、地域経済の活力ある発展に貢献します。
- ④金融機関訪問を積極的に行い、信頼関係を構築するとともに、保証制度に対するニーズの把握に努め、中小企業の課題解決につながる保証制度を検討します。

2. 中小企業を取り巻く環境に応じた金融支援の強化

- ①国や地方公共団体の創業者向けの資金を積極的に活用し、創業者に有益な制度を提案します。
- ②中小企業の成長過程で必要な資金需要に対して、積極的に支援を行い県内企業の育成を促進し、地域経済の発展に貢献します。
- ③新型コロナウイルス感染症や自然災害等により業績が悪化している中小企業に対し、相談体制の拡充及び特例保険や政策保証の活用を適宜迅速に行う等、地域金融におけるセーフティネットとしての役割を果たします。
- ④事業承継特別保証等の活用により、事業承継前後における資金需要を幅広く支援することで、より多くの事業承継の実現を図り、地域経済の活性化に寄与します。

3. 地方創生や中小企業の発展に向けた取り組みと連携の強化

- ①当協会独自の創業セミナー等の開催や、関係機関が主催する創業セミナー等に講師派遣を行い、県内の創業機運の醸成を図ります。
- ②金融機関との対話の継続や、勉強会、研修を引き続き積極的に開催し、地域動向の把握に努め連携の強化を図ります。
- ③地方創生に係る中小企業の振興を目的とした相互協力の覚書を締結した金融機関とは、情報交換会の実施を通じて各金融機関の独自性を活かした具体策を協議・検討し、実効性を高めます。
- ④関係機関が主催する商談会等に積極的に協力し、地方創生・地域経済の発展に貢献します。
- ⑤群馬県中小企業支援ネットワーク会議の事務局として、県内中小企業の経営安定・発展や地域経済の活力ある発展に貢献するため、関係機関との連携強化に取り組みます。また、群馬県中小企業サポーターズ協議会や、群馬県感染症対策産業経済総合支援本部の一員として、積極的に関係機関と連携して活動します。

4. 反社会的勢力排除及び不正利用防止

公的機関としての使命感を持ち、反社会的勢力排除や不正利用防止のため、保証申込先の現地調査や全国暴力追放運動推進センター（以下「全国暴追センター」という。）からの情報活用、群馬県暴力追放運動推進センター（以下、「群馬県暴追センター」という。）との連携等により、チェックの徹底を図ります。

5. 信用保証を通じたSDGs・地域貢献への取り組み

中小企業に寄り添った信用保証により、円滑な資金供給と中小企業のSDGs・地域貢献に対する取り組みを支援します。

【期中管理・経営支援部門】

1. 創業支援の取り組みの推進

創業応援チーム（女性創業応援チーム「シルキークレイン」を含む。）による伴走支援により、創業者のよきパートナーとして細やかな対応を実施します。

2. 中小企業への経営改善支援・金融支援の取り組みの推進

- ①経営改善支援が必要と判断される中小企業に対して、中小企業の立場に立った支援メニューを提案し、資金繰りと経営改善を総合的にサポートします。必要に応じ、外部専門家派遣事業や認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（以下「405事業」という。）を活用します。また、当協会が事務局を務める群馬県経営サポート会議を積極的に開催し、関係機関と連携して経営改善支援に取り組みます。
- ②返済緩和中の中小企業や取扱金融機関等に対して、返済正常化に向けた働きかけを、従来にも増して能動的に行います。
- ③金融・経営窓口相談コーナー及び出前金融・経営相談等の相談業務に引き続き注力します。

3. 事業承継支援の取り組みの推進

- ①常設の「事業承継相談窓口」を設置し具体的な相談に対応します。
- ②群馬県事業引継ぎ支援センター、事業承継ネットワーク事務局等の関係機関と連携を図るとともに、外部専門家派遣事業等により、事業承継計画策定支援や助言を行います。また、事業承継特別保証制度等による金融支援にも注力します。

4. 事業再生支援の取り組みの推進

- ①群馬県経営サポート会議の活用や群馬県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）等と連携し、各種再生手法を活用しながら、事業再生支援に取り組みます。
- ②自主的な廃業を選択する中小企業に対しては、再生支援協議会、REVIC等と連携して円滑な事業撤退の支援に取り組みます。

5. 経営改善支援、事業再生支援先のモニタリングの推進

- ①外部専門家派遣事業や405事業等を活用した先に対して、経営者との面談等を実施して計画の実施状況を確認するとともに、金融機関や認定支援機関等と連携し、計画の実行支援に取り組みます。
- ②再生支援協議会により暫定的な計画を策定した先に対し、同計画の進行状況を定期的にモニタリングし、同計画期間の終了時点において出口戦略（次の方針）を検討します。
- ③抜本再生計画を策定した先に対して、同計画の進捗状況のモニタリングに取り組みます。

6. 事故の減少に向けた取り組みの推進及び回収部門との連携強化

- ①外部専門家派遣事業等による経営改善の可能性を検討し、経営改善・事業再生支援が必要と判断される中小企業へ適切な支援策を講じます。
- ②正常な返済が難しくなった中小企業に対しては、早期に金融機関に働きかけ、事故状態に至る前に返済正常化を図ります。また、事故状態にある中小企業については、実態把握を行い、金融機関と連携して取引の正常化を推進します。
- ③代位弁済が避けられない中小企業については、関係人の情報収集に努め、企業実態を把握して回収部門と情報共有をするとともに、速やかに代位弁済を進めます。

7. 経営支援を通じたSDGs・地域貢献への取り組み

中小企業のライフステージに応じた各種経営支援業務を関係機関と連携して行い、活力ある中小企業の創出と持続的な成長・発展に寄与することで、SDGs・地域経済の発展に貢献します。

【その他間接部門】

1. 人材の育成及び組織力の強化並びに働きやすい職場環境の向上

- ①災害発生時の早期対応について、事業継続計画の要約版を作成し、役職員に周知します。
- ②各種研修への参加及び外部講師による講演会の開催等により、信用保証協会職員として必要となる知識等の習得に努めます。また、外部機関への派遣研修を実施し、人材育成に努めます。
- ③重要なテーマについて意見交換会等を開催し、職員が一丸となって業務に取り組むよう認識を共有し、組織力の強化を図ります。
- ④企業診断・経営支援業務を担える人材の育成を推進するため、職員のスキルアップを図ります。
- ⑤衛生委員会の活動を通してメンタルヘルスケア等に取り組みます。また、「働き方改革」への対応により職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。

2. コンプライアンス態勢の更なる強化及び検査体制の充実

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動を通して、コンプライアンス態勢の強化及び役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ②情報漏洩対策等にかかわる研修・啓蒙活動を通して、個人情報の保護・管理の徹底及びハラスメントのない健全な職場づくりを実践します。
- ③全国暴追センターからの反社会的勢力に関する情報等の活用、及び群馬県暴追センター等との連携を図りながら、反社会的勢力排除に向けた態勢を強化します。
- ④内部検査及び自店検査の検査項目を継続的に見直し、検査体制の充実を図ります。

3. 広報活動の充実

- ①ライフステージに応じた経営支援業務の取り組み、新たな保証制度の情報等について、積極的に広報します。また、当協会が提供する創業応援ラジオ番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」を、令和2年度も継続します。
- ②当協会の業務や政策保証、国や関係機関から提供された情報等について、「保証月報」等の広報誌やホームページへの掲載、マスメディアの活用等によりタイムリーかつ、きめ細かな情報発信に努めるとともに、利便性向上につなげます。

4. 情報システムの安定的な運用

情報システムの安定的かつ効率的な運用を維持するとともに、各種の設備機器及びソフトウェアの計画的な更新等により、より利便性の高い利用環境の構築に努めます。

5. SDGsに係る社会貢献活動、労働環境の整備及び人材の活躍推進の取り組み

地球環境の保全につながる活動へ参加・協力するとともに、ボランティア活動への参加、地域の催しへの協賛等により、SDGsの推進や地域の活力向上に寄与します。また、働き方改革を意識した労働環境の整備に努めるとともに、女性創業応援チームの活動等により多様な人材が活躍できる地域づくりに貢献します。

保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,615億円	100.2%
保証債務残高	3,345億円	98.8%
代位弁済	70億円	81.4%
回収	20億円	117.6%

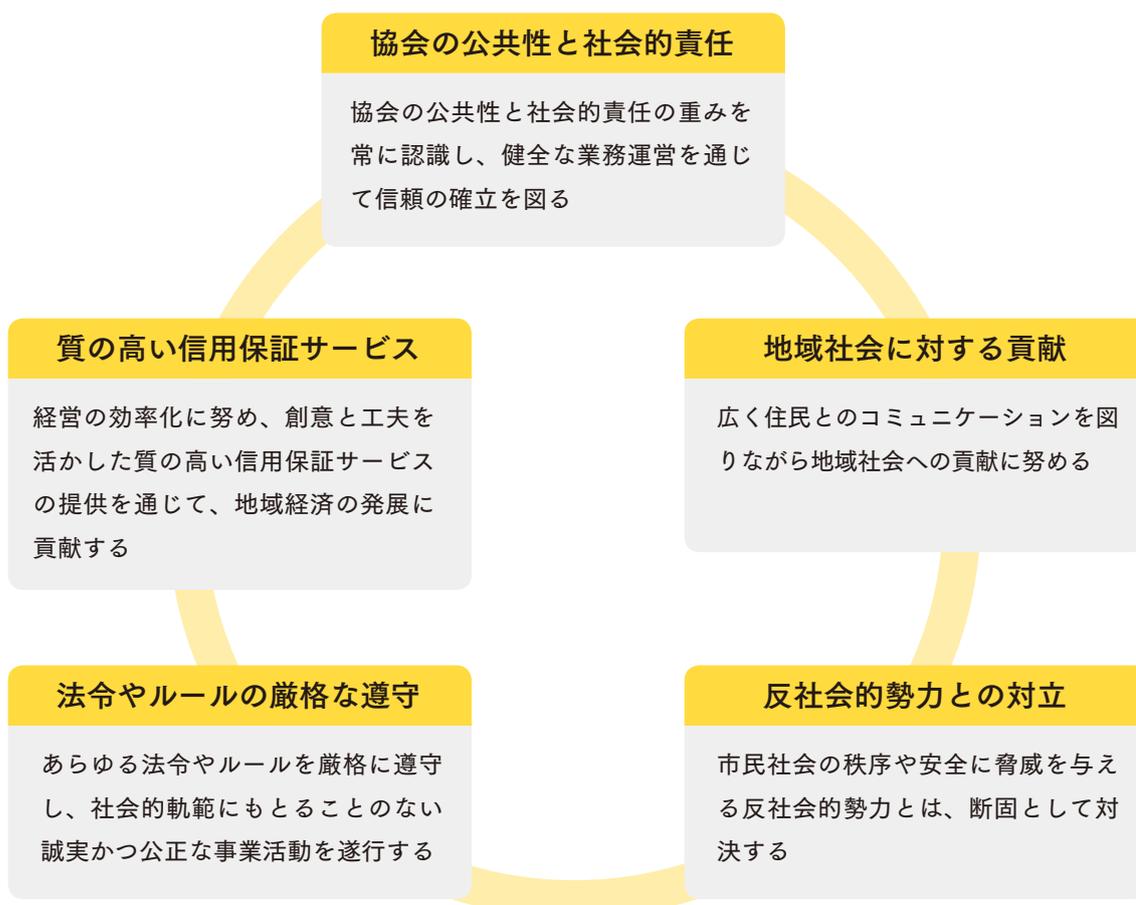
コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

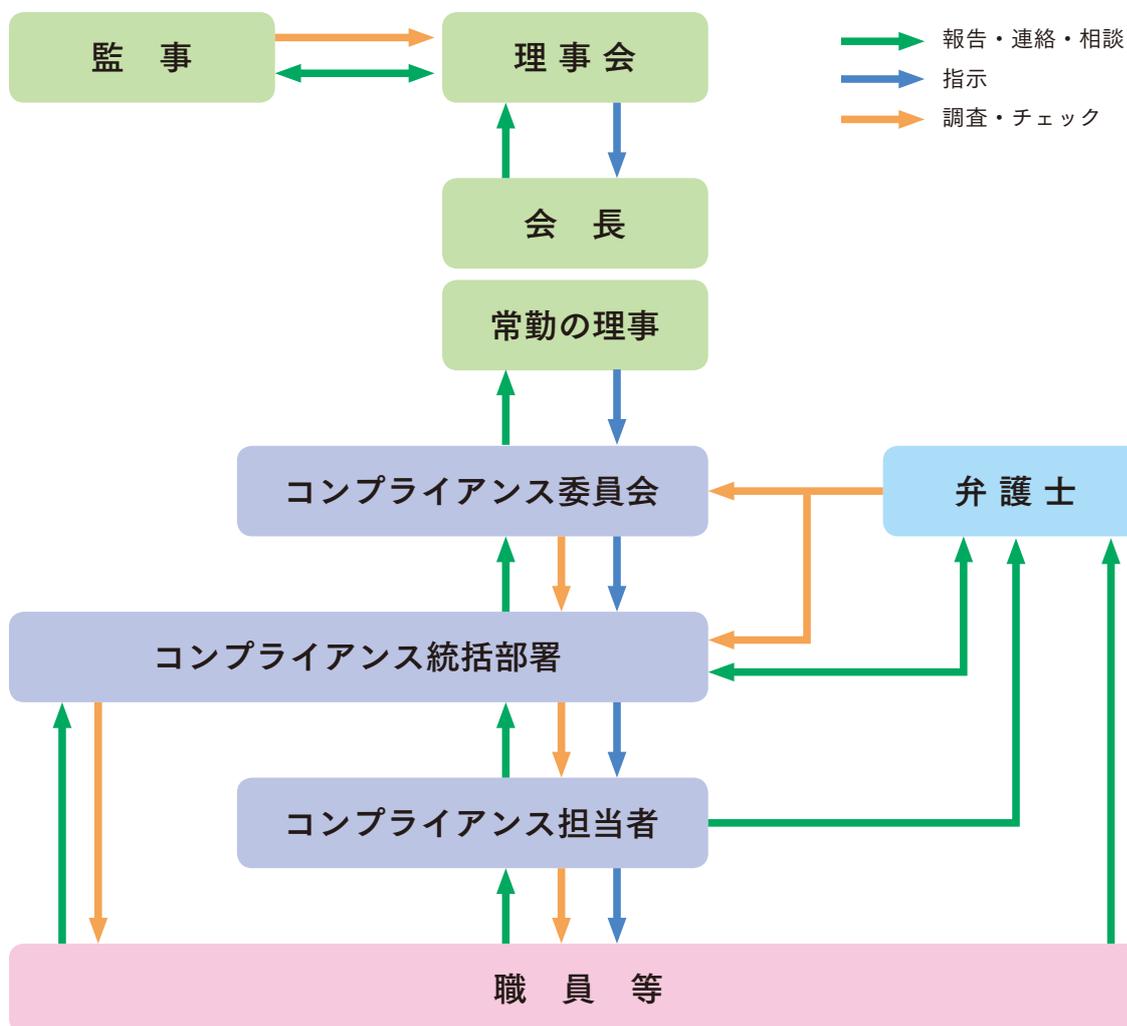
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

○群馬県信用保証協会倫理憲章



○コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証に対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（又は郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	前橋市大手町三丁目3番1号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課

SDGs 達成に向けた取り組み

当協会は、「群馬県の経済発展に貢献する」という理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献します。

1. 中小企業支援による地域経済の発展に貢献する取り組み

(1) 信用保証を通じて中小企業への円滑な資金供給を行います

- ア 中小企業の信用力を補完することで、中小企業と金融機関とのかけ橋となり、地域経済の発展に貢献します
- イ 中小企業を取り巻く環境や、中小企業が置かれている現状を汲み取り、中小企業に寄り添った信用保証を行います
- ウ 大規模な経済危機や災害の発生の際には、中小企業の経営基盤を支えるため、セーフティネット機関としての役割を果たします
- エ SDGsや地域貢献に対する取り組みを行う中小企業に対し、SDGs私募債保証制度などで資金調達を支援します



(2) 企業のライフステージに応じた支援を関係機関と連携して行い、中小企業の成長に寄与します

- ア 創業相談及び創業計画の策定支援など、多様な創業支援により、活力ある企業を生み出します
- イ 個々の企業の実情に即した経営改善支援により、中小企業の経営課題解決に尽力します
- ウ 円滑な事業承継を促進する事業承継支援により、企業の価値を未来に繋げます
- エ 厳しい経済環境のもと、苦境に立った中小企業への事業再生支援により、経営の健全化を後押しします



2. 社会貢献活動、労働環境の整備及び多様な人材の活躍推進への取り組み

(1) 公的機関である信用保証協会の社会的立場を鑑み、社会貢献活動に尽力します

- ア ペーパーレスによる森林資源保護やクールビズなどの省エネ化による地球温暖化防止を行い、地球環境の保全に努めます
- イ ボランティア活動やチャリティーイベントへの自主的な参加、及び地域の催しや祭りに協賛することで、地域の活力向上に貢献します
- ウ 地球環境の保全に取り組む企業を支援する債権の取得を通じて、持続可能な社会の実現に向けた活動に協力します



(2) 働き方改革を意識した労働環境の整備に努めます

- ア 有給休暇取得の推進や時間外労働の削減などにより、ワークライフバランスを促進します
- イ 育児休業取得の推進や育児休業からの職場復帰支援などにより、性別にとらわれない職場づくりを推進します
- ウ 各種ハラスメントの撲滅や職員のメンタルヘルスケアに取り組み、職員がいきいきと働ける職場であり続けます



(3) 多様な人材が活躍できる環境整備と機会の提供に励みます

- ア 質の高い保証サービスを提供するため、各種研修制度の実施や資格取得の奨励により、職員のスキルアップを図ります
- イ 女性創業応援チーム「シルキークレイン」による女性創業支援により、女性が活躍できる地域づくりに貢献します



2019年度の主な取り組み

○金融機関との連携強化

企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

当協会では、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、金融機関とより強固な連携を図るべく取り組みを行っています。

地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、金融機関と創業支援・経営支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関する覚書を締結しています。

また、当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2019年度に当協会にて保証承諾をしたもののうち、58.2%が金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

利根郡信用金庫と覚書を締結しました

この取り組みは、地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、平成28年度から始め、令和元年度は、利根郡信用金庫と新たに業務連携に関する覚書を締結しました。令和元年度末までに11金融機関と覚書を締結しています。

連携の内容は、金融機関によって様々ですが、創業支援・経営支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会の人的な交流に関することなど多岐にわたります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。



信用保証基本研修を開催しました

令和元年11月11日、12日に群馬県立群馬産業技術センターにおいて、信用保証基本研修を開催しました。6回目の開催となる今回の研修では、銀行、信用金庫、信用組合から合計13金融機関、91名の若手担当者の方々にご参加いただき、信用保証業務の基本的な事項についてご理解いただくとともに、当協会若手職員との交流を目的として実施しました。

研修の第1部では、「信用補完制度と信用保証協会」及び「保証申込の留意点と保証制度」と題して、当協会職員が講義を行いました。

また、第2部では、当協会の若手職員と、金融機関の若手担当者が8つのグループに分かれ意見交換を行いました。

今後も、金融機関の皆さまに当協会の業務についてのご理解を深めていただく取り組みを継続し、一致協力して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援できるよう努めてまいります。



○外部機関との連携強化

T K C 関東信越会と覚書を締結しました

令和元年5月27日、地方創生及び地域産業の競争力強化を目的としてT K C 関東信越会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。

覚書では、株式会社T K Cが提供している金融機関向けF i n T e c hサービス「T K C モニタリング情報サービス」の活用や、T K C による「巡回監査」や「T K C 経営指標（B A S T）」を活用したコンサルティング機能の強化を柱とした中小企業支援の取り組みによって、群馬県内の中小企業・小規模事業者の持続的成長発展をサポートすることとしています。

今後も、外部機関と積極的に連携を図り、中小企業・小規模事業者を支援してまいります。



○新たな保証制度の創設

「Gリピートプラス保証」・「令和パートナー保証」を創設しました

当協会の創立70周年を記念した保証制度「Gリピートプラス保証」と、金融機関と連携して中小企業の皆さまの資金調達を支援する保証制度「令和パートナー保証」を創設しました。

「Gリピートプラス保証」は、前年度に創設した「Gリピート保証」の内容を拡充して期間限定で取り扱いをした保証制度です。

「令和パートナー保証」は、従来から取り組んでいる金融機関と連携・協調による中小企業の皆さまへの資金繰り支援をパッケージ化した保証制度です。

当協会は今後も、利便性の高い保証制度を提供し、金融機関の皆さまとの連携を強化し、中小企業・小規模事業者の皆さまの支援を行ってまいります。



○創業支援の取り組み

シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 高崎 を開催しました

令和元年10月27日（日）、当協会主催（後援：群馬県、群馬県産業支援機構、高崎市、高崎商工会議所、日本政策金融公庫）の女性向け創業セミナー「シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 高崎」を開催しました。

このセミナーは、当協会の女性創業応援チーム「シルキー クレイン」が、県内の創業機運の醸成、女性の創業の後押しを目的に、平成28年度から継続して開催しています。令和元年度は高崎市のアブサラクリコ高崎店を会場に、創業希望者、創業者、また、創業に興味がある方など18名の女性が参加されました。

第1部 創業トーク

出演：アブサラクリコ高崎店・新井ますみさん、

ユカ音楽教室・米山由香さん

司会：奈良のりえアナウンサー

第2部 講演・お知らせ

講師：税理士・中小企業診断士 田子宏美さん

お知らせ：女性創業応援チーム「シルキー クレイン」

第3部 音楽鑑賞

クラリネット演奏：米山由香さん

ピアノ演奏：藤井由香さん

第4部 交流タイム



○地方創生への取り組み

FM GUNMA との共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」について

創業機運の醸成等、地方創生に資する取り組みとして、平成25年4月から放送を開始したFM GUNMAの創業応援番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、令和元年度も継続して放送しました。

企業のトップや経済界のリーダーから創業や事業承継時に経験したこと、経営者となってからの挑戦の軌跡やこれから創業をされる方・若者へのメッセージなどをお話しいただいています。また、特徴のある事業者や、新規創業者などを「チャレンジ企業」として紹介しています。令和元年度は24名の経営者等にご出演いただき、興味深いお話をさせていただきました。また、番組の一部では、当協会からのトピックスを紹介するコーナーも設け、県内の中小企業・小規模事業者へ情報発信をしています。

なお、過去放送分につきましては、当協会ホームページに掲載しています。

平成30年度に放送した トップインタビューをまとめた冊子「チャレンジ・ザ・ドリーム ～群馬の明日をひらく～ 平成30年度版」を発刊しました。起業やイノベーションのヒントに満ちた経営者の言葉がたくさん詰まった冊子です。

金融機関、関係機関、教育機関や創業スクールなどに幅広く提供し、創業意欲の向上に資する取り組みを行いました。



○職員の資質向上への取り組み

外部講師をお招きするなど、各種研修を行いました

職員の資質向上への取り組みとして、外部の講師をお招きするなど、各種研修を行いました。主な研修は以下のとおりです。今後も、取り組みを継続し、中小企業・小規模事業者の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

【令和元年度の主な研修】

- ◆ 令和元年6月7日、当協会の顧問弁護士 丸山彬 様を講師に招き、改正民法（債権関係）に関する勉強会を実施しました。
- ◆ 令和元年7月19日、株式会社柴田合成様にご協力いただき、企業訪問研修を実施しました。
- ◆ 令和元年12月9日、全国信用保証協会連合会より 業務企画部 業務課 課長 今田善丈 様、業務企画部 業務課 大橋史寛 様を講師に招き、事業承継特別保証制度の勉強会を実施しました。
- ◆ 令和2年1月9・10日、全国信用保証協会連合会より 業務企画部 副部長 戸梶秀樹 様、業務企画部 情報分析課 調査役 小川裕司 様、業務企画部 業務課 調査役 笹木貴裕 様を講師に招き、講演会を実施しました。
- ◆ 令和2年1月17日、中小企業基盤整備機構 関東本部 連携支援部 連携推進課 事業承継コーディネーター 富永治 様を講師に招き、事業承継支援に関する研修会を実施しました。

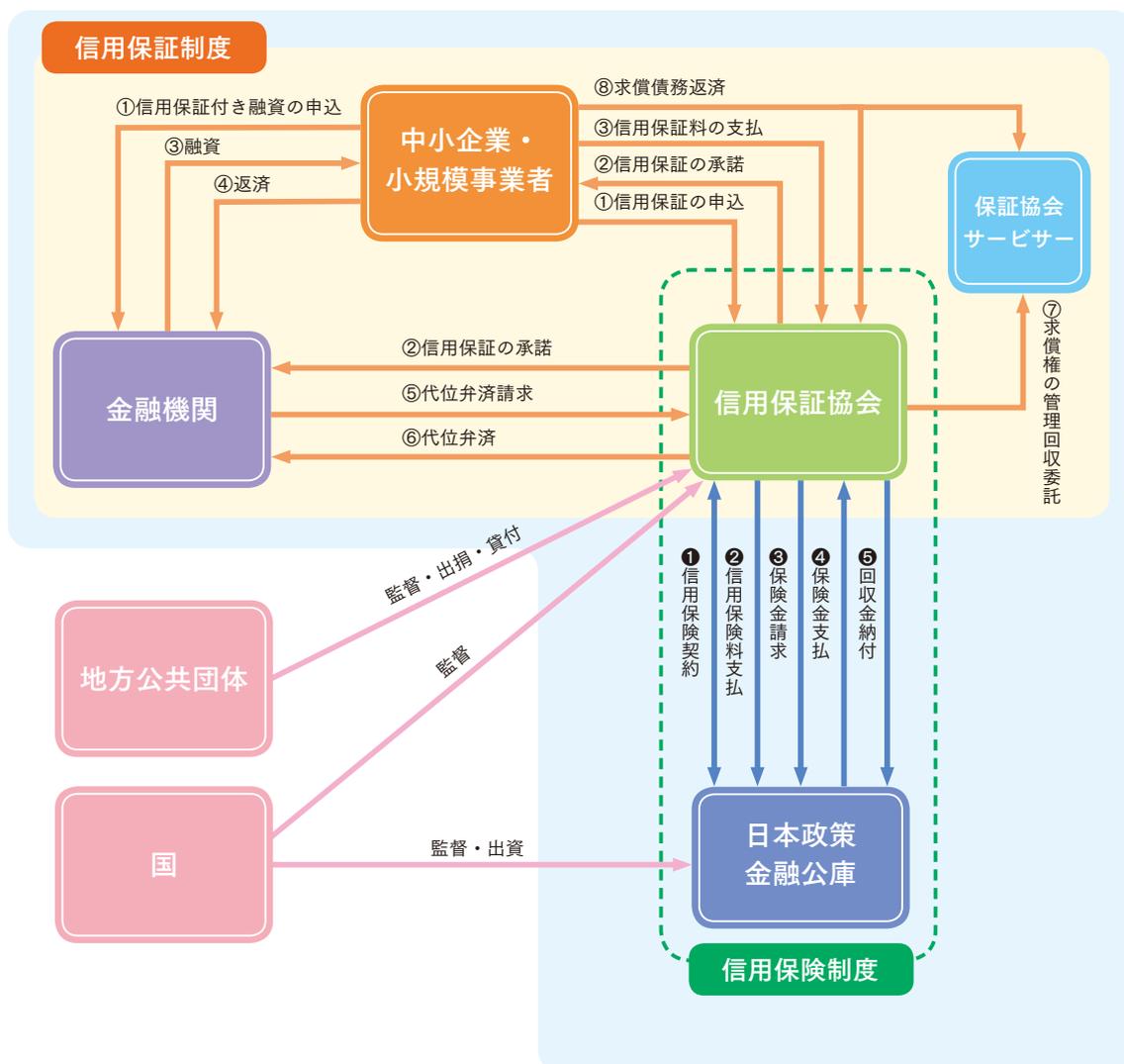
信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。

信用補完制度



○信用補完制度のしくみ



信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦⑧ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会にて相談し、借入金を返済していただきます。なお、保証協会債権回収株式会社（通称：保証協会サービサー）へ管理回収業務を委託することがあります。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%～90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

信用保証の概要

○信用保証をご利用いただける方

企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

主な信用保証の対象外の業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、学校、政治・経済・文化団体、宗教
その他、公序良俗の観点から好ましくないもの 等

所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている方が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。また、創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。

また、免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

○信用保証の内容

保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

連帯保証人

当協会では、特別な事情がある場合を除き原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要としています。

一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人としています。

担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人となります）。

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応を行っています。本ガイドラインの趣旨に照らして経営者保証が不要となる場合があります。

○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

（単位：％）

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	創業等関連保証	0.70

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1％引きします
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1％引きします

（単位：％）

割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合）									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象外	2.00	1.80	1.60	1.40	1.15	0.90	0.72	0.56	0.40
責任共有対象	1.730	1.580	1.380	1.180	0.980	0.830	0.664	0.498	0.373

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩経営力強化保証

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑫危機関連保証

責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式

主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

○通常の保証

普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

長期保証

○小規模事業者の方

小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、宿泊業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

○これから事業を始める方、創業後間もない方

創業関連保証

- 対象
 1. 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内（※）に会社を設立する場合」

（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6か月以内となります。）

 2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

創業等関連保証

- 対象
 1. 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内に会社を設立する場合」
 2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 1,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

○経営改善に取り組みたい方

経営力強化保証

- 対象 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.75%（責任共有対象） 0.50%～2.00%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内（一括返済の場合は1年以内）
保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- 対象 中小企業再生支援協議会等の支援を受け、事業計画の策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）

○突発的な事象発生時や経済危機時に必要な資金を調達したい方

経営安定関連保証

- 対象 様々な事由により経営の安定に支障が生じているとして、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者（事由により、1号から8号までの認定要件があります）
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円

危機関連保証

- 対象 国が指定した「危機」を起因として著しく信用収縮が発生した場合に、その信用収縮によって経営の安定に支障が生じているとして市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.80% ● 保証限度額 2億8,000万円

○資金繰りを安定させたい方

金融機関連携型短期継続保証 Gレポート保証

- 対象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②保証付融資の利用実績又は申込金融機関のプロパー融資残高がある
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.35～1.80% ● 保証限度額 5,000万円
- 保証期間 1年以内

企業のライフステージに応じた支援の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかにも、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。企業のライフステージに応じて、創業支援・経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

これらの支援について、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

○創業支援

創業トータルサポート

相談

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキークレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆様をサポートしています。

ガイドブック

創業をご検討されている方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しています。

金融

国の保証制度「創業関連保証」「創業等関連保証」、県の制度資金「創業チャレンジ資金」「女性・若者・シニアチャレンジ資金」など、創業者のニーズに合わせた各種制度を揃えています。

広報・セミナー

創業機運の醸成を図るため、FM GUNMAとの共同制作番組『チャレンジ・ザ・ドリーム』を放送しています。また、創業者向けのセミナーを開催しています。

○経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援

金融支援と経営支援の一体的な取り組み

経営力強化保証

金融機関と認定経営革新等支援機関が連携し、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を図り、中小企業・小規模事業者の経営力を強化するための保証制度です。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。

金融機関・関係機関等との連携

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

協会独自の取り組み

保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

経営支援チームによる経営支援

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課の職員が「経営支援チーム」を組み、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートします。

外部専門家を活用した経営支援・事業承継支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせて、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

返済緩和先の返済正常化に向けた支援

返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

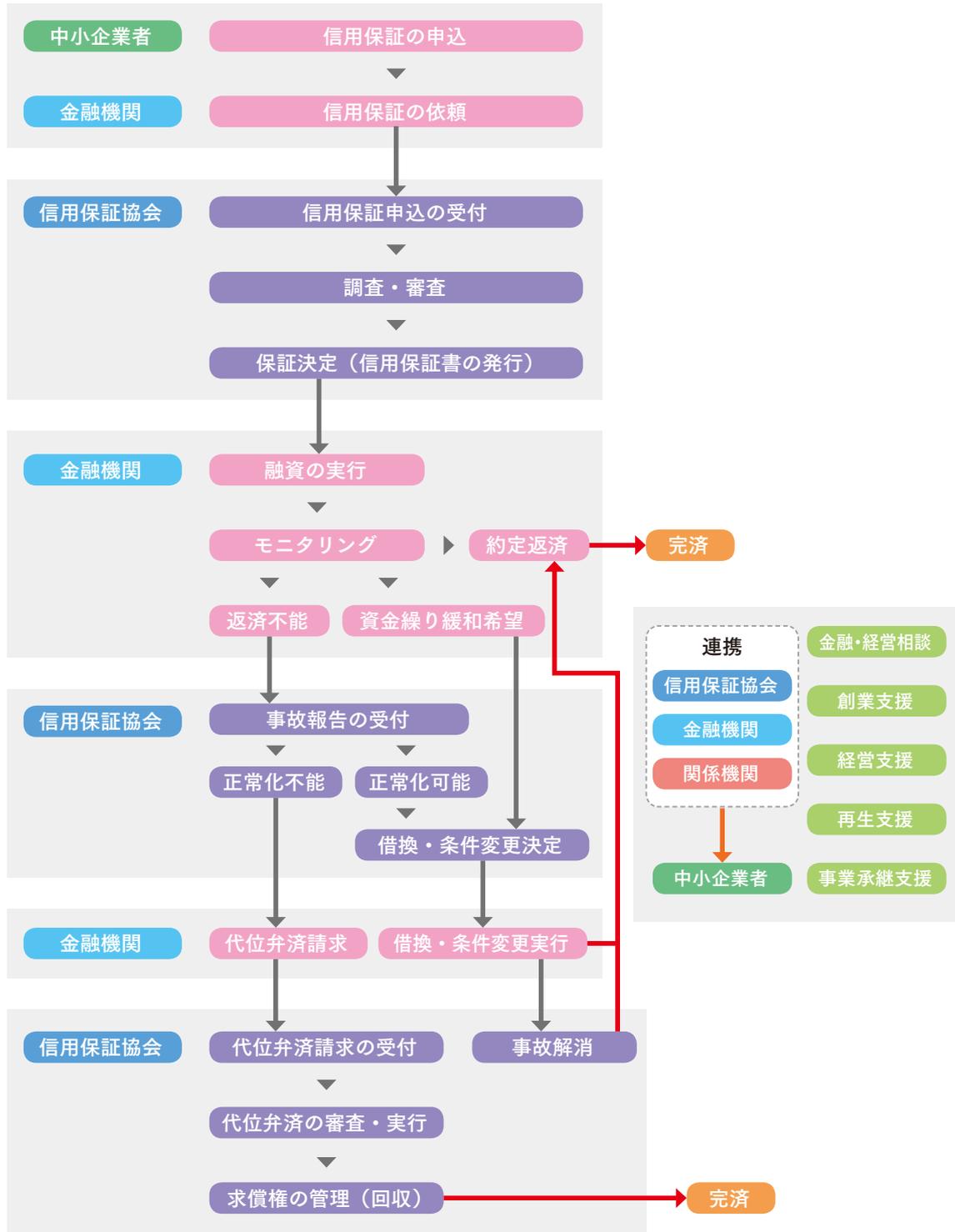
保証制度による事業承継支援

事業承継特別保証・次世代サポート保証

事業承継サポート保証・特定経営承継関連保証 など

中小企業・小規模事業者の事業承継に必要な事業資金を、国の保証制度、県の制度資金、当協会独自の保証制度で支援します。

業務の流れ



調査・審査	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。
保証決定	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。)
資金繰り緩和希望	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。
借換	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
金融・経営相談	中小企業・小規模事業者を訪問する「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。
創業支援	創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキークレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に応じます。
経営支援	当協会の経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートします。
再生支援	求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の再生をサポートします。
事業承継支援	当協会の経営支援課が事業承継に関する相談等に応じます。
事故報告	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。
代位弁済	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。
求償権	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収)	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

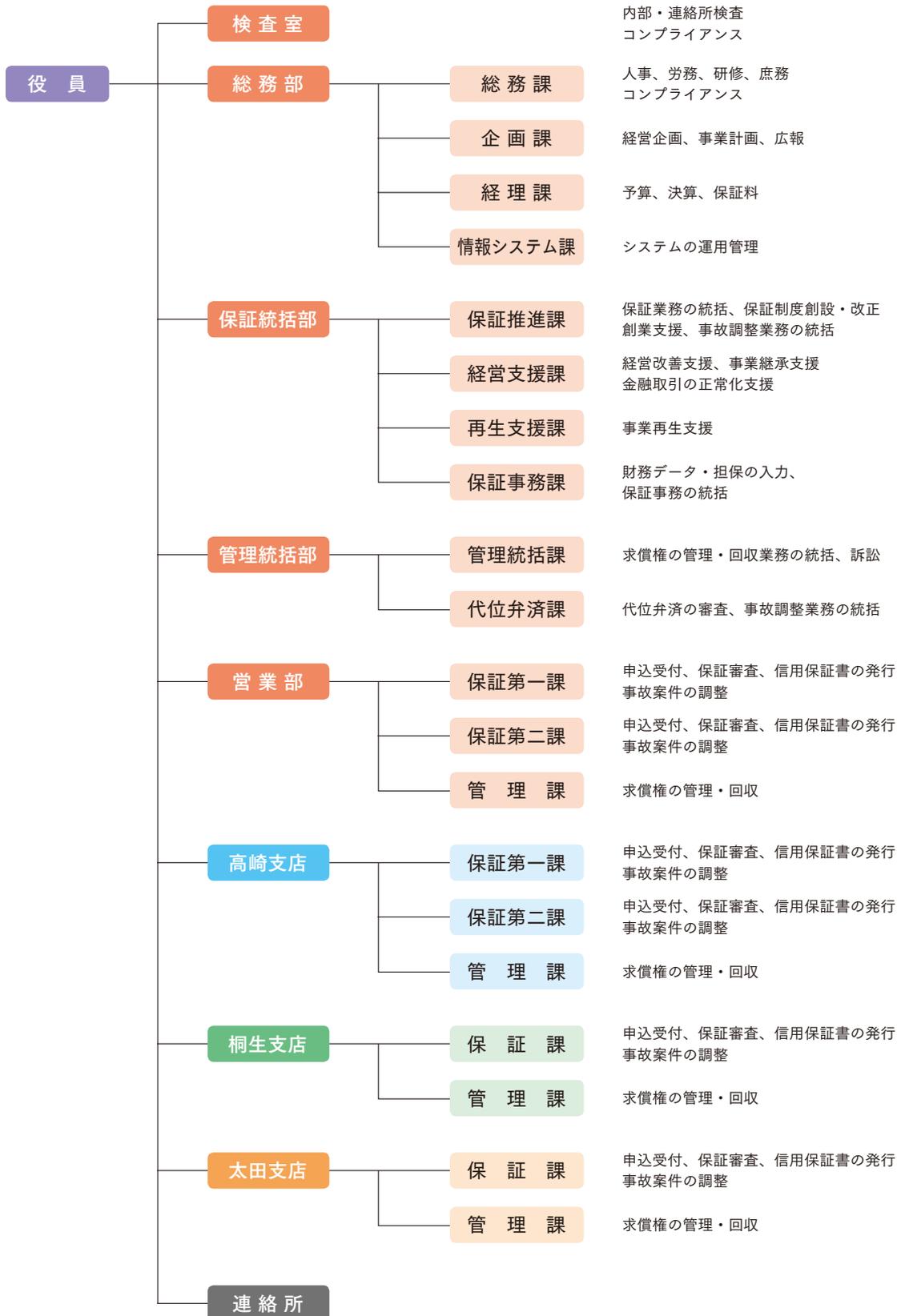
役員・組織体制

○役員

(令和2年6月24日現在)

役職	氏名	備考
会長	青木 勇	常勤（元：群馬県病院局長）
専務理事	阿部 吉伸	常勤（元：群馬銀行執行役員）
常務理事	萩本 勝美	常勤（元：群馬県危機管理監）
常務理事	上村 敏	常勤（前：群馬県信用保証協会総務部部長）
理事	加藤 茂生	常勤（前：群馬県信用保証協会保証統括部部長）
理事	鬼形 尚道	非常勤（群馬県産業経済部長）
理事	多田 善洋	非常勤（群馬県議会産経土木常任委員会委員長）
理事	清水 聖義	非常勤（群馬県市長会会長）
理事	茂原 荘一	非常勤（群馬県町村会会長）
理事	深井 彰彦	非常勤（群馬銀行頭取）
理事	吉永 國光	非常勤（東和銀行会長）
理事	峯川 卓美	非常勤（群馬県信用金庫協会会長）
理事	小林 正弘	非常勤（群馬県信用組合協会会長）
理事	曾我 孝之	非常勤（群馬県商工会議所連合会会長）
理事	石川 修司	非常勤（群馬県商工会連合会会長）
理事	吉田 勝彦	非常勤（群馬県中小企業団体中央会会長）
理事	小林 雅子	非常勤（群馬県繊維連合会会長）
監事	相沢 崇文	非常勤（群馬県議会産経土木常任委員会副委員長）
監事	福田 芳美	非常勤（群馬県会計管理者）
監事	木村 篤玉	常勤（前：群馬県信用保証協会管理統括部部長）

○組織・機構（令和2年4月1日現在）



○窓口・業務担当区域

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	企画課	027-231-8874		
	経理課	027-231-8674		
	情報システム課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証推進課	027-231-8875	027-231-8814	県内全域
	経営支援課	027-219-6003		
	再生支援課	027-225-5025	027-225-9052	
	保証事務課	027-219-6001	027-231-8096	
管理統括部	管理統括課	027-231-8946	027-231-8424	
	代位弁済課	027-231-8842		
営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
	管理課	027-231-8820	027-231-8096	
検査室		027-289-5205	027-234-8823	

高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
保証第二課			
管理課	027-362-7734		

桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0277-43-6211	0277-43-9181	桐生市、みどり市
管理課	0277-43-6212		

太田支店

〒373-0851 太田市飯田町1180番地

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡
管理課	0276-48-8812		

本店



高崎支店



桐生支店



太田支店



2019年度の事業実績

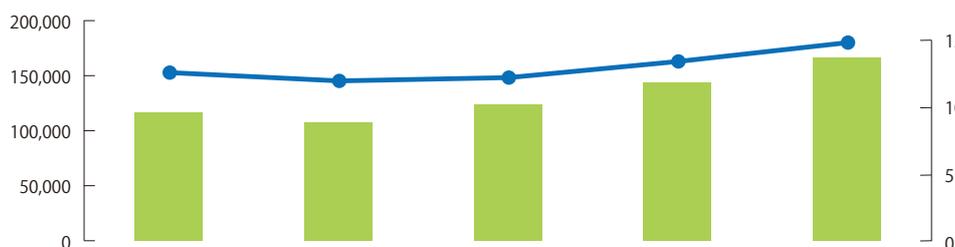
○最近5年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

保証承諾

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

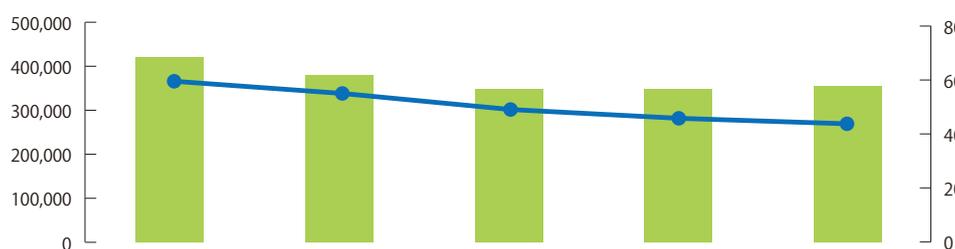


年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	12,596	11,981	12,226	13,424	14,822
金額	116,022	107,418	123,577	143,909	165,920
前年度比	108.5%	92.6%	115.0%	116.5%	115.3%

保証債務残高

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

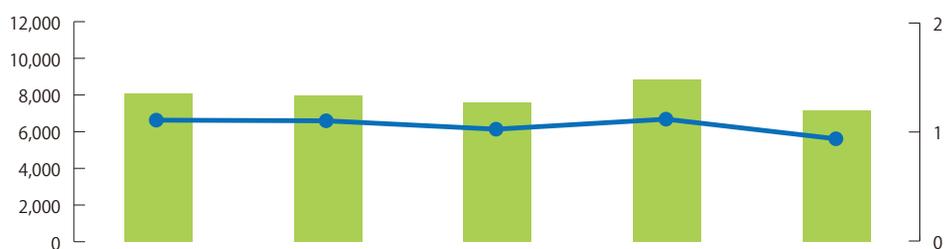


年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	59,563	55,043	49,087	45,828	43,797
金額	421,366	379,513	347,090	346,762	354,096
前年度比	91.1%	90.1%	91.5%	99.9%	102.1%

代位弁済

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件



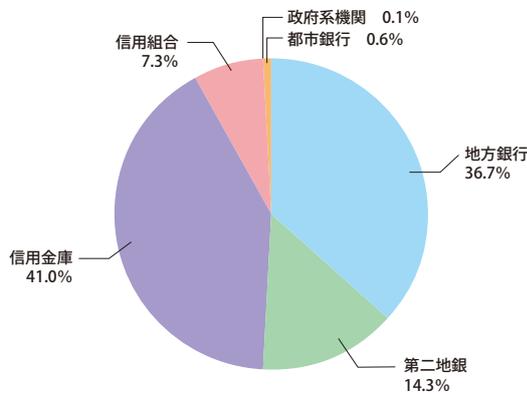
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	1,107	1,101	1,024	1,116	936
金額	8,090	7,959	7,605	8,833	7,175
前年度比	82.5%	98.4%	95.5%	116.2%	81.2%

○金融機関別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

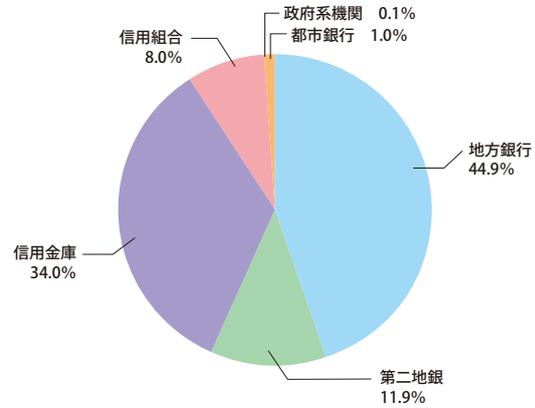
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	41	1,027	93.3%
地方銀行	4,146	60,841	117.3%
第二地銀	1,982	23,650	118.0%
信用金庫	7,187	68,067	115.1%
信用組合	1,456	12,087	105.4%
政府系	10	247	91.0%
その他	0	0	—
合計	14,822	165,920	115.3%

代位弁済

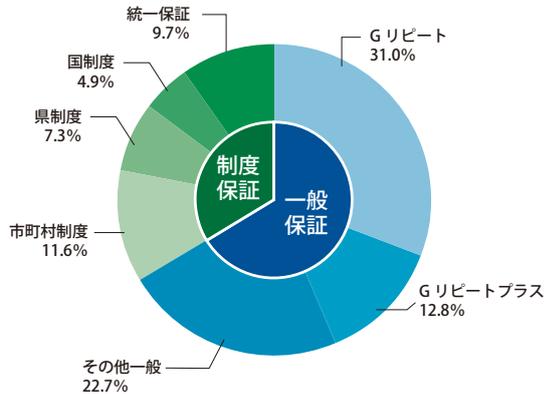


	件数	金額	前年度比
都市銀行	4	75	54.5%
地方銀行	349	3,223	88.5%
第二地銀	132	857	59.2%
信用金庫	350	2,436	81.4%
信用組合	98	573	94.0%
政府系	3	10	234.3%
その他	0	0	—
合計	936	7,175	81.2%

○制度別実績

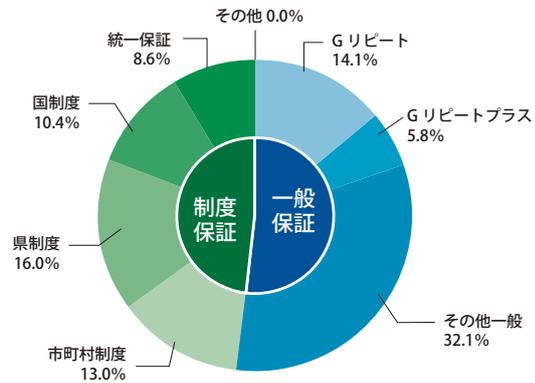
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	7,895	110,447	126.6%
Gレポート	3,968	51,428	137.2%
Gレポートプラス	880	21,285	—
その他一般	3,047	37,734	122.7%
制度保証	6,927	55,473	97.9%
市町村制度	3,407	19,280	113.2%
県制度	1,721	12,070	86.4%
国制度	367	8,102	90.2%
統一制度	1,432	16,021	96.2%
その他	0	0	—
合計	14,822	165,920	115.3%

保証債務残高



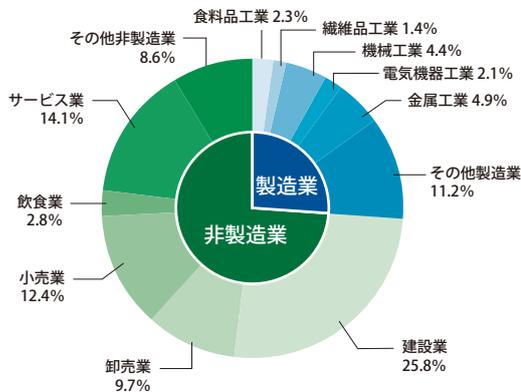
	件数	金額	前年度比
一般保証	14,636	184,115	118.7%
Gレポート	3,878	50,015	139.6%
Gレポートプラス	852	20,581	—
その他一般	9,906	113,519	138.0%
制度保証	29,161	169,981	88.7%
市町村制度	12,920	45,947	94.2%
県制度	10,772	56,539	80.8%
国制度	2,715	36,977	94.5%
統一制度	2,738	30,489	90.5%
その他	16	29	74.4%
合計	43,797	354,096	102.1%

○業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

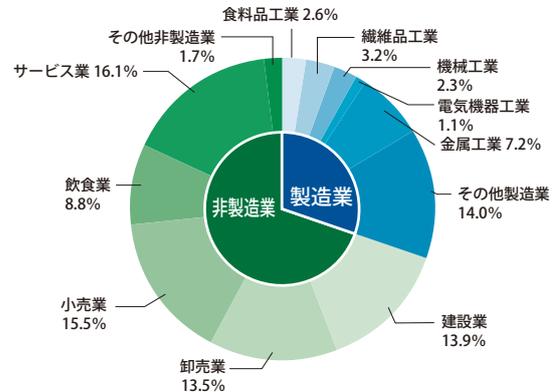
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
食料品工業	251	3,749	111.6%
繊維品工業	252	2,366	100.7%
機械工業	538	7,229	107.6%
電気機器工業	234	3,563	127.9%
金属工業	605	8,065	106.8%
その他製造業	1,605	18,583	109.7%
製造業計	3,485	43,555	109.7%
建設業	4,156	42,881	118.2%
卸売業	1,194	16,112	123.7%
小売業	2,012	20,539	104.8%
飲食業	732	4,683	119.4%
サービス業	2,237	23,902	121.7%
その他非製造業	1,006	14,248	121.1%
非製造業計	11,337	122,365	117.4%
その他	0	0	—
合計	14,822	165,920	115.3%

代位弁済

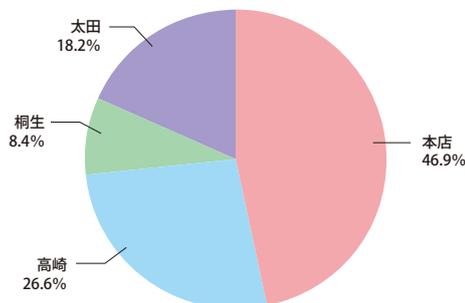


	件数	金額	前年度比
食料品工業	16	186	70.0%
繊維品工業	37	229	47.5%
機械工業	34	167	17.9%
電気機器工業	9	81	33.5%
金属工業	35	519	197.3%
その他製造業	89	1,007	82.3%
製造業計	220	2,189	64.2%
建設業	155	1,000	56.2%
卸売業	134	968	75.6%
小売業	142	1,110	110.9%
飲食業	92	630	266.4%
サービス業	163	1,155	120.5%
その他非製造業	30	124	74.7%
非製造業計	716	4,987	92.0%
その他	0	0	—
合計	936	7,175	81.2%

○本・支店別実績

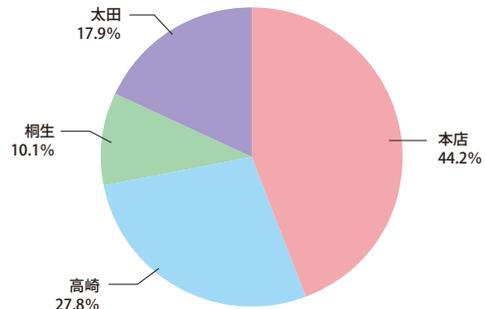
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
本店	6,789	77,886	110.6%
高崎	4,197	44,054	127.8%
桐生	1,370	13,858	106.0%
太田	2,466	30,122	115.9%
合計	14,822	165,920	115.3%

保証債務残高

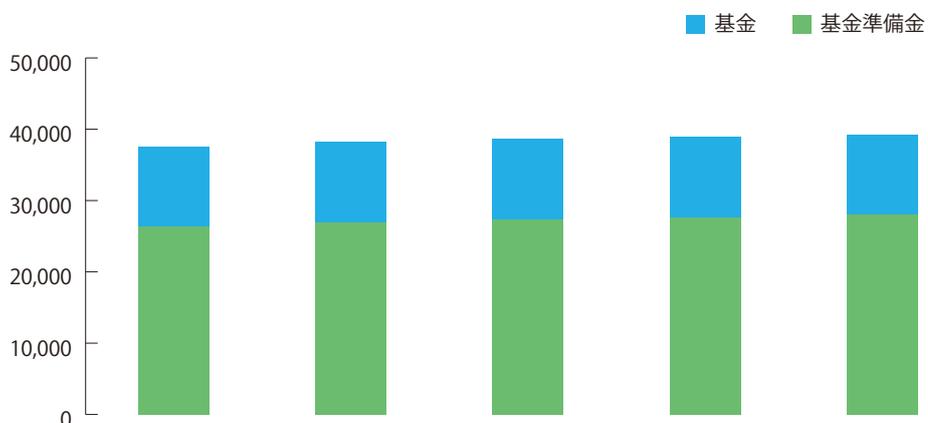


	件数	金額	前年度比
本店	19,166	156,628	100.9%
高崎	12,779	98,329	102.7%
桐生	4,570	35,846	97.2%
太田	7,282	63,292	105.1%
合計	43,797	354,096	102.1%

○基本財産

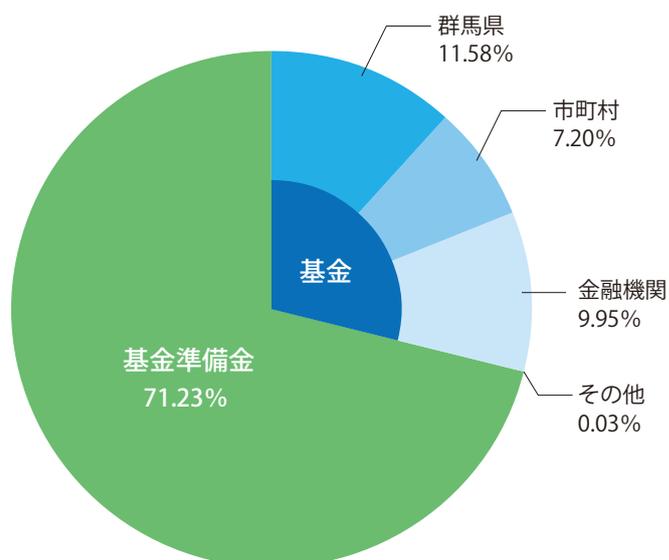
(金額単位：百万円)

最近5年間の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基金	11,294	11,294	11,300	11,301	11,306
基金準備金	26,304	26,928	27,390	27,600	27,995
基本財産	37,598	38,222	38,690	38,901	39,301

令和元年度末における基本財産の内訳

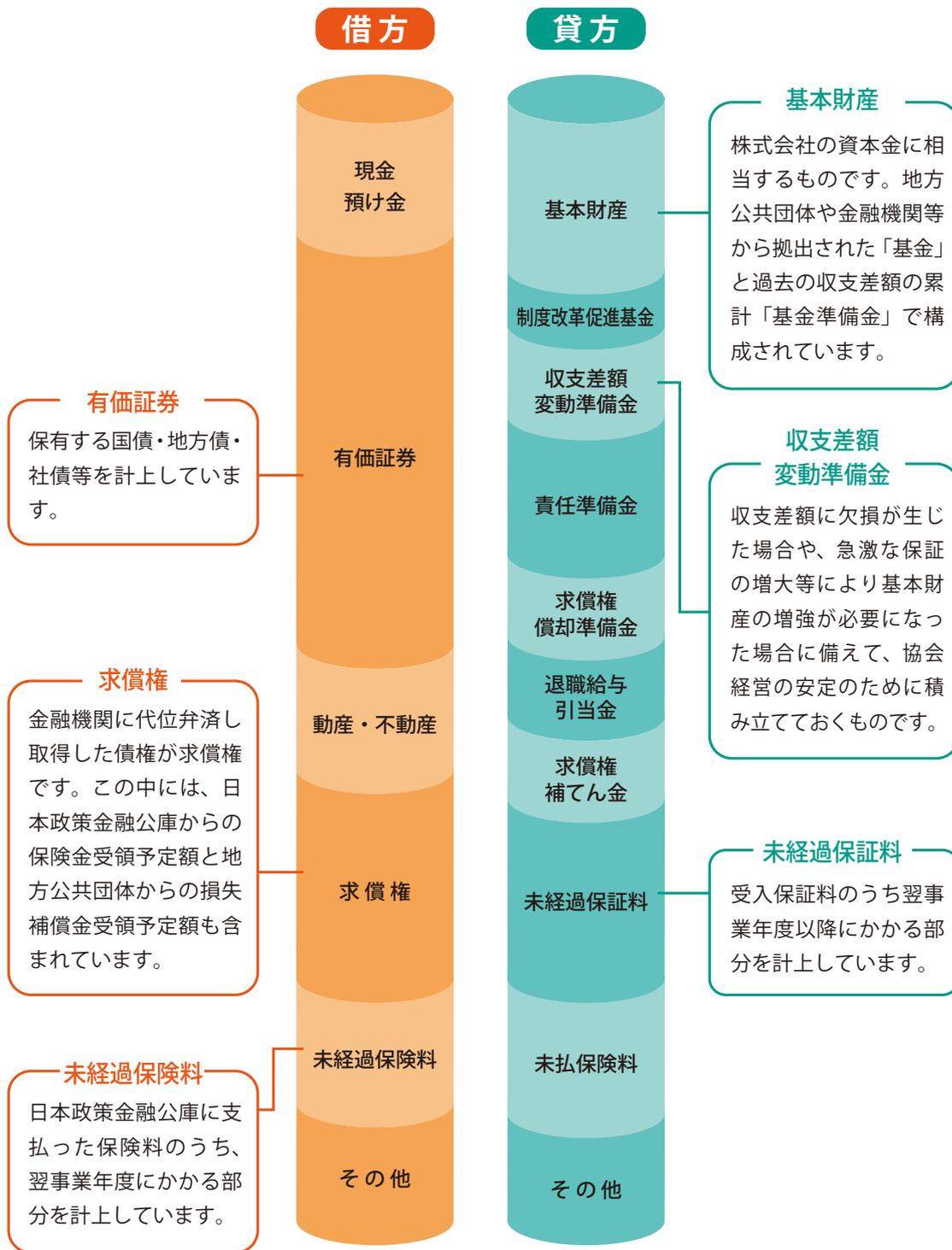


○貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	504,238	基本財産	39,301,429,480
現金	504,238	基金	11,306,436,919
小切手	0	基金準備金	27,994,992,561
預け金	13,273,454,592	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	16,170,566,544
普通預金	13,023,132,592	責任準備金	2,259,736,775
通知預金	0	求償権償却準備金	404,523,661
定期預金	250,000,000	退職給与引当金	1,087,618,182
郵便貯金	322,000	損失補償金	604,401,569
金銭信託	0	保証債務	354,095,691,159
有価証券	49,233,485,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	16,870,190,000	損失補償補てん金	0
社債	32,356,295,000	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	571,182,291	雑勘定	6,869,038,196
事業用不動産	564,942,827	仮受金	56,490,202
事業用動産	6,239,464	保険納付金	124,061,008
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	14,830,100
損失補償金見返	604,401,569	未経過保証料	6,654,709,159
保証債務見返	354,095,691,159	未払保険料	2,412,027
求償権	1,643,751,982	未払費用	16,535,700
譲受債権	0		
雑勘定	1,370,534,735		
仮払金	15,021,304		
保証金	1,647,360		
厚生基金	214,367,500		
連合会勘定	2,962,339		
未収利息	113,368,251		
未経過保険料	1,023,167,981		
合 計	420,793,005,566	合 計	420,793,005,566

○貸借対照表の用語解説

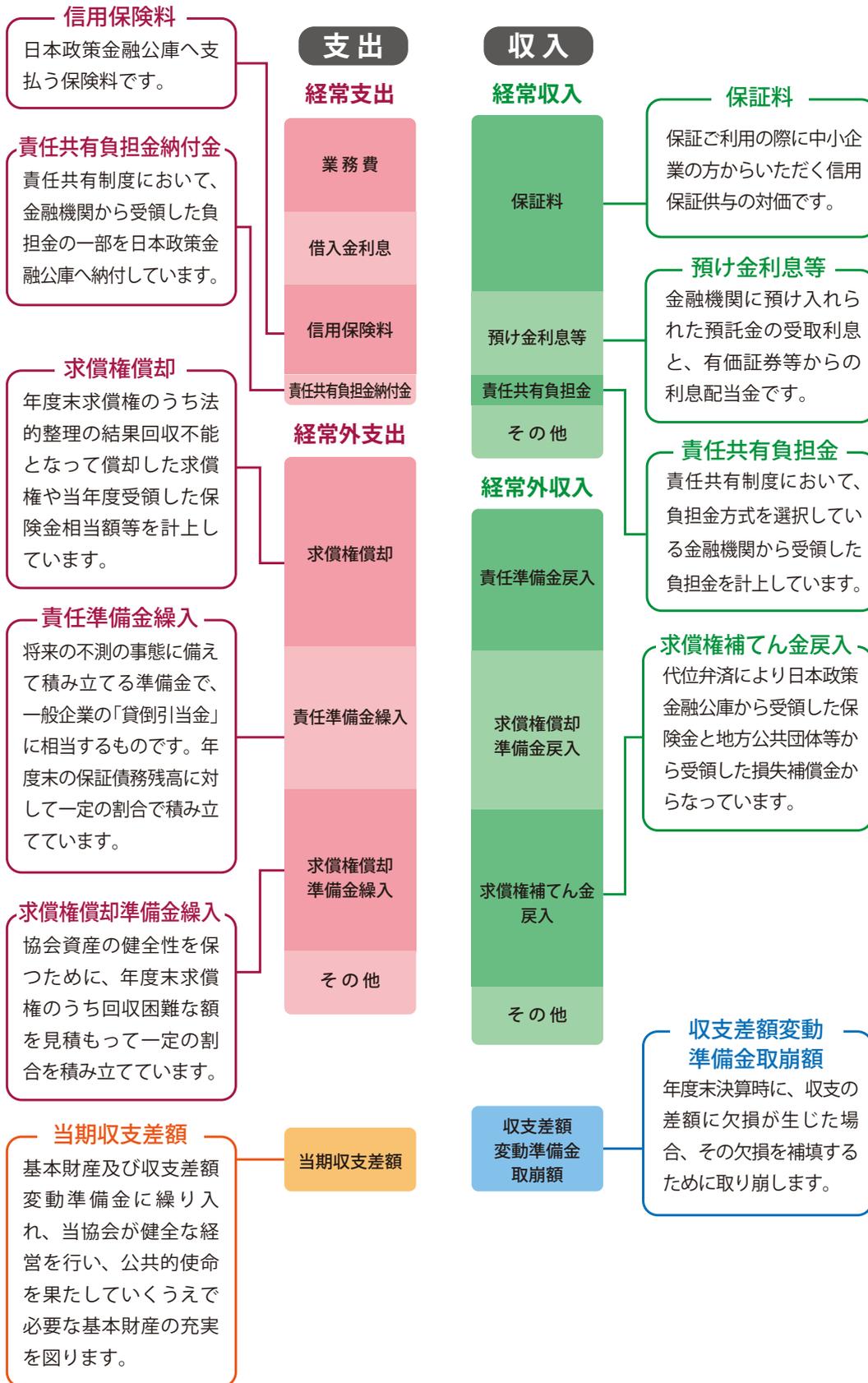


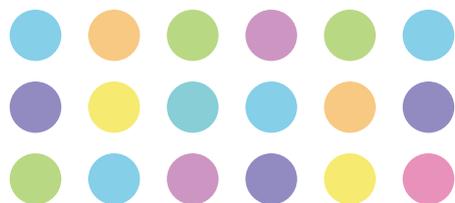
○収支計算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：円）

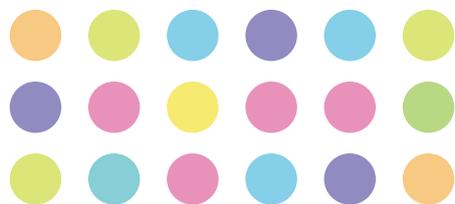
科 目	金 額
経常収入	5,159,088,503
保証料	3,770,814,969
預け金利息	1,185,113
有価証券利息配当金	609,758,735
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	18,404,472
事務補助金	29,479,958
責任共有負担金	685,641,000
雑収入	43,804,256
経常支出	3,995,788,790
業務費	1,615,121,797
役職員給与	883,457,478
退職給与引当金繰入	81,196,202
その他人件費	159,713,563
旅費	1,483,890
事務費	255,187,936
賃借料	56,425,368
動産・不動産償却	32,654,611
信用調査費	5,948,366
債権管理費	69,538,431
指導普及費	34,426,262
負担金	35,089,690
借入金利息	0
信用保険料	2,187,847,166
責任共有負担金納付金	166,622,905
雑支出	26,196,922
経常収支差額	1,163,299,713
経常外収入	9,714,883,125
償却求償権回収金	198,667,676
責任準備金戻入	2,257,821,365
求償権償却準備金戻入	615,465,946
求償権補てん金戻入	6,626,570,638
保険金	5,795,344,024
損失補償補てん金	831,226,614
補助金	0
その他収入	16,357,500
経常外支出	10,087,997,597
求償権償却	7,379,007,449
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	37,854,293
退職金	6,875,416
責任準備金繰入	2,259,736,775
求償権償却準備金繰入	404,523,661
その他支出	3
経常外収支差額	△373,114,472
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	790,185,241
収支差額変動準備金繰入額	395,000,000
基本財産繰入額	395,185,241

○収支計算書の用語解説





GUNMA GUARANTEE
REPORT 2020



群馬県信用保証協会

<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部企画課 027-231-8874